

# 令和8(2026)年分 農業用軽油免税証の交付について

軽油引取税免税証（農業用）の申請受付及び交付を行います。

交付を希望される方は必要書類等を持参の上、下記の受付日に会場にご来場ください。

地 区 ※	受 付 日	受付時間	受付会場
日 光 市	今市地区 落合地区	令和8年2月3日（火）	時間帯が変更となりました。
	塩野室地区 日光地域	令和8年2月4日（水）	<午前の部> 9：30～ 11：30
	大沢地区	令和8年2月5日（木）	<午後の部> 13：30～ 15：30
	豊岡地区 藤原地域 足尾地域 栗山地域	令和8年2月6日（金）	
			日光市役所  本庁舎 (今市本町1) 2階中会議室 203

※お住まいの地区の受付日での来場が困難な場合は、他の地区の受付日にご来場ください。

申請区分	継続申請	更新申請(※)	新規申請
免税軽油使用者証	○	○	
免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○	
免税軽油を購入した納品書等(写し可)	○	○	
手数料(420円)	—	○	○
「耕作証明書」(農業委員会発行)	○ (耕作面積や内容に変更があり、 免税証の数量変更を希望する場合)		○
機械のメーカー・型式・馬力などが分かるカタログやメモ等	○ (機械の追加・変更がある場合)		○
【受委託農作業がある場合】 「農作業受委託証明書」 (農業委員会発行)	○ (契約内容に変更があり、免税証の数量変更を希望する場合)	○	○

(※) 使用者証の有効期限が令和8年12月30日以前の方

## ◆注意事項

- ・耕作面積の増加(減少)が各証明書で確認できない場合は、計算を行うことができません。
- ・耕作面積の増加などで数量が増える場合、増加分の免税証は後日交付となります。
- ・上記受付日以外の交付申請では、即日交付できません。やむを得ない事情により、上記受付日に申請が難しい場合は、県税事務所に事前連絡の上、手続きをお願いします。
- ・申請日以前に使用した軽油に対して、免税証の交付を受けることはできません。

お問合せ先  
鹿沼県税事務所 電話:0289-62-6202(課税課)